

守口市立学校「タブレット端末使用のルールについて」

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレット端末を効果的に活用していくことが大切です。タブレット端末はみなさんの学習に役立てるための道具です。便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。

そのため、教育委員会は、『タブレット端末使用のルール』を定めました。全校児童生徒でこのルールを守り、タブレットを「安心・安全・効果的」に活用していきましょう。

なお、みなさん一人ひとりに一台ずつの端末をお貸しし、在学中はその端末を持ちあがって使用することになります。また卒業後や転出時は返却してもらい、次の児童生徒に貸すこととなりますので、大切に使用してください。

1. 目的

守口市から貸し出すタブレット端末は、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わること以外に使ってははいけません。

2. タブレット端末の扱い方

- ・学校と家庭以外では使用しません。

【取扱注意事項】

- ・登下校中は、タブレット端末を落としての破損や、歩きながらの操作による事故を防ぐため、ランドセルやかばんから出さないようにしましょう。
- ・タブレット端末の破損を防ぐため、持ったまま走ったり、地面に置いたりしないようにしましょう。
- ・画面が割れることにつながるため、カバンの下に置いたり、カバンの底に入れたりしないようにしましょう。また、タブレット端末が入ったランドセルやかばんを放り投げたりしません。
- ・タブレット端末は水分や高温が故障の原因になるため、水をかけたり、湿気の多いところでは使ったりしません。また日光が直接あたるところやストーブなどの暖房器具の近くには置かないようにしましょう。また、磁気も故障の原因になりますので、磁石を近づけるなどは絶対にしません。
- ・文字の入力は、タブレット端末の画面に指で書いたり、キーボードを使ったりします。鉛筆やペン（タブレット端末専用ペン除く）で書きこむことは、画面割れの原因となりますので、絶対にやめましょう。

3. タブレット端末の使用時の注意点

タブレット端末を使うときには、夢中になって時間を忘れて、先生の指示や友だちの話しかけが聞こえなかったりすることがあります。また、健康に過ごすためにも使う時間など気をつけて使用しましょう。

【学校で使う場合】

- ・いつ、どのような使い方をするのが良いのか、先生やクラスメイトと話し合うなど、正しい使い方について考えましょう。
- ・学校でタブレット端末を使うときは、先生の指示をよく聞きます。
- ・休み時間や放課後に使う時も、先生が認めたこと以外に使いません。

【家庭で使う場合】

- ・使用する時間は家の人とよく話し合い、長時間使用せず細かく休憩しながら使います。
- ・睡眠時間を十分取り、健康に過ごすためにも、就寝する30分前は使いません。
- ・自宅に持ち帰った後に学校へ持ってくる時は、付属の専用の充電器等を用いて、自宅で十分に充電をしておきます。
- ・自宅のパソコンとタブレット端末は、絶対に接続しません。

4. 健康のために

- ・タブレット端末を使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけましょう。
- ・タブレット端末を使う時間は、小学生は午前8時から午後9時まで、中学生は午前8時から午後10時までです。終了時間を過ぎると使えません。早寝早起きなどの規則正しい生活のために、使用時間を守りましょう。
- ・30分に一度は遠くの景色を見たり、目を閉じたりするなど、定期的に目を休ませます。目や体の疲れを取るために腕や肩を回したり、ストレッチをすることもやってみましょう。

5. 保管

- ・学校での保管は、下校時には、各教室の充電庫に入れます。なお、出し入れの際は、ぶつけたり、落としたりしないよう丁寧に扱います。
- ・家庭で保管するときは、家の中の目の届くところに置いておきます。

6. 安全な使用

- ・インターネットへの接続には制限がかけられていますが、もしあやしいサイトに入ってしまったときは直ちにブラウザを閉じ、すぐに先生に知らせます。(家庭での場合は、お家の人に相談し、すぐに先生に知らせます)

7. 個人情報など

- ・自分のタブレット端末を他人に貸したり、使わせたりしません。
- ・自分のIDやパスワードを他人に見せたり、話したりしません。
- ・自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)はインターネット上に絶対に上げません。
- ・相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることは絶対に書き込みません。一度インターネット上に掲載した情報は、完全に消去することができません。インターネット上に掲載する場合は、自

分だけでなく、自分の周りの人たちの立場になり、世界中の誰が見ても良い情報かを十分考えましょう。

- ・インターネット上に自分に関するいやな書き込み等があった場合、すぐにお家の人や先生に知らせるとともに、警察に相談することができます。

8. カメラでの撮影や動画等の再生

- ・授業で観察や実験を撮影する場合や、ビデオ会議や発表の練習を行う場合などを除き、カメラは使いません。
- ・カメラで人物を撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。撮影が禁止されている場所もありますので、その施設等のルールに従い撮影しましょう。
- ・動画や音楽を再生するときや、ビデオ会議に参加するとき等は、周りの迷惑にならないよう、音量を調整するようにしましょう。

9. データの保存

- ・タブレット端末で作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、先生が許可したものだけ保存します。

10. 設定の変更

- ・明るさや配色などの関係で見えにくい場合は、先生に相談してください。

11. 不具合や故障

- ・学校で、タブレット端末本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元にもどらないときは、すぐに先生に知らせます。
- ・家庭でこわれたり、なくしたりした時は、すぐに学校に申し出てください。

12. 使用の制限

- ・上記ルールが守れないときには、みなさんの心身の安全を確実に守るために、タブレット端末の使用を中止する場合があります。

【保護者の皆様へ】

- ・タブレット端末は児童生徒に卒業まで市から貸与するものです。小学校・中学校卒業時には端末を学校に返却していただき、小学校は2年生が、中学校は1年生が使用するものであるため、大事に使用していただくためにお子様への指導をお願いします。なお、転出時にも端末はご返却いただきます。
- ・故意または過失等により、端末が使用できない状態になった場合は、修理等の代金をお支払いいただくこととなりますので、十分ご注意ください。
- ・本ルールについては、随時、追加・修正等更新しますので、最新版をご参照いただきますようお願いいたします。